

杉並区立小学校における重大事態の調査結果について

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」において、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態に係る調査が実施され、その調査結果は、以下のとおりです。

1 事案の概要

本事案は、杉並区立小学校（以下「区立小学校」という。）に在籍する児童（以下「対象児童」という。）が、令和4年以降、クラスメイトから複数のいじめの疑いがある行為を受けたことにより不登校となり、令和6年11月に転校するに至ったものである。

2 調査の概要

（1）本調査の目的

本調査は、重大事態に係る事実関係を可能な限り明らかにし、同種の事態の再発防止を図るため実施するものである。

（2）調査組織

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」（大学教授（臨床心理士）、大学准教授（社会福祉士）、大学准教授、医学博士、弁護士）において調査を実施した。

（3）調査期間

令和6年11月27日から令和8年4月23日まで

（4）調査方法

- ①関係する児童・保護者や教員に対する聴取
- ②記録資料の確認・分析
- ③関係する児童・保護者に対するアンケート

3 調査の結果

（1）事実の認定

対象児童・保護者から、令和4年2学期以降にクラスメイトから受けた複数の行為（仲間はずれ、陰口など）について、いじめを受けたとの訴えがあった。

調査の結果、これらの行為について、一部を除き事実と認められた。また、事実と認められた行為について、法第2条に規定する「いじめ」の定義を踏まえて「いじめ」の該当性を検討した結果、一部を除き「いじめ」に該当すると認められた。

（2）区立小学校の対応について

- ①区立小学校のいじめ防止基本方針に基づき、人権意識や自己肯定感を育てる指導を学級では行っていたが、対象児童がいじめられているのを見て見ぬふりをする等があり、児童に十分浸透していたとは言えない。対象児童への対応について教員間の連携はあったが、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的・専門的検討がされず、対策は不十分であった。
- ②教員はいじめの定義を十分に理解しておらず、対象児童に対するいじめを「単なるトラブル」と捉える傾向があった。見守りやアンケート等は行っていたが、トラブルの多発により教員側の感覚が麻痺し、対象児童に対するいじめがあることを認知せず、適切な対応が遅れた。
- ③対象児童が受けたいじめについて、校長主導での組織的対応が十分に行われておらず、また、学校いじめ対策委員会の記録が不十分であった。スクールカウンセラーや医療・福祉機関、関係保護者との連携も検討すべきであった。いじめを認知した段階で、教育委員会への報告がなされていなかった点も課題がある。

(3) 教育委員会の対応について

- ①いじめ及び重大事態への対処に関して、区立小学校に対し、必要な支援や適切な措置を講じる責務がある。令和5年度1学期に、対象児童の保護者から相談を受け、区立小学校に確認をしていることからすると、早期に「いじめ」として対応を開始すべきであった。また、区立小学校における法の理解が不十分であるから、研修の実施にとどまらず、理解の定着状況を定期的に確認し、教育に生かせる工夫が必要であった。
- ②対象児童が令和6年9月に不登校となっている事実を知っていたのであるから、区立小学校からの報告がなくても、速やかに重大事態として認定し、必要な調査を開始すべきであった。

4 再発防止策の提言

(1) 特別支援教室に通級している等の特性のある児童への理解を深めること

区立小学校は、対象児童のように特性のある児童には、特別支援教育の視点からの校内の支援体制の構築、関係部署との連携が必要であり、教員の特別支援教育への理解を深めること。また、教育委員会は、保護者や学校から相談を受けた場合、児童の特性や障害の有無も確認し、必要な支援につなげるとともに、教員に特別支援教育の理解を促進すること。

(2) 「いじめ」の定義に関する理解等を促進するよう取り組むこと

教育委員会と区立小学校は、教職員、児童と保護者に対して、法に定義されている「いじめ」に関する理解を促進するように取り組むこと。教職員には、理解を深める研修を定期的実施し、児童には、計画的・定期的な教育・指導を行うこと。

(3) いじめの未然防止・いじめへの早期対応に関する組織的な活動を徹底すること

区立小学校は、学校いじめ対策委員会で、通年でいじめ問題の在り方を検討すること。いじめを認知した場合は、校長が主体的に対応方針を決定し、教職員がその方針に基づき組織的に対応すること。いじめ事案を教育委員会へ報告・協議を行い、重大事態に至ってしまった場合は速やかに認定すること。

また、教育委員会は、保護者等からの相談を受けたら、いじめ事案ではないかなど学校と協議し、法やガイドラインに沿った対応を行うこと。

(4) 児童に対するいじめに関する教育の充実化を図ること

区立小学校は、児童ら自身に、いじめを自分達の問題として意識させ、主体的に考え、話し合い、いじめがない学校にするために行動できることを目指した教育・指導を計画的に実施し、いじめをしない・許さないという児童の主体的な考え方を育み、児童が安心して生活できる学級・学校風土の創出を図ること。

また、教育委員会は、区立小学校が上記の教育・指導を行っていけるように、他校等の事例を紹介するなどして、継続的に支援を行うこと。

(5) 記録を適切に作成、保管、共有すること

区立小学校は、①学校いじめ対策委員会での会議や内容について、議事録等を適切に作成・保管・共有すること。②統一フォーマットを用い、日時・出席者・発言・内容等が確認できる形で作成すること。③いじめの疑いのある事態が発生した場合は、事実関係の聴取内容を適切に記録・管理すること。④関係する児童から適切な聴取を行う準備として、面接技法等の研修や、スクールカウンセラーとの連携体制を構築すること。

これらの記録は、公文書であるから教育委員会も適切に作成、保管、共有がなされるように文書管理をすること。